6　事業主が求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等に関し行うことが望ましい取組の内容

(1)　3の事業主及び船員等の責務の趣旨に関連し、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為（以下「求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等」という。）について、事業主は、当該事業主が雇用する船員等の求職者等に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと船員等も、求職者等に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、4(1)イの求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、求職者等から、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等に関すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、4の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

その際、船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年国土交通省告示第608号）2(7)に規定される職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例を踏まえ、求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うこと、求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該求職者等の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該求職者等が開示することを強要する若しくは禁止することについても、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

(2)　事業主は、求職者等から、関係者等による求職活動等におけるカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、4の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

○環境省告示第三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年八月二十日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。	1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）とする。
一　石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）	（新設）
二　ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が一般廃棄物となったもの又はこれらの物を処分するために処理したもののうち、廃油であって当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラムを超えるもの、廃酸若しくは廃アルカリであって当該廃酸若しくは廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラムを超えるもの、廃プラスチック類若しくは金属くずであって当該廃プラスチック類若しくは金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着している、若しくは封入されているもの、陶磁器くずであって当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着しているもの、又は廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず若しくは陶磁器くず以外であって当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラムを超えるもの。	（新設）
2　規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。	2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
一　廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの	一　廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの	（新設）
ニ　ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、当該廃棄物に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、〇・五パーセントを超えるもの	（新設）